

居宅介護支援重要事項説明書

令和 6 年 7 月 1 日現在

1. 事業所の概要

事業所名	居宅介護支援事業所 あを
所在地	埼玉県越谷市袋山 1503 番地 30
経営法人名	株式会社 ReaR LiB
所在地	埼玉県越谷市大字袋山 1503 番地 30
事業所指定番号	1170804676
管理者名	中山 江美子
連絡先	電話：080-6947-4127 FAX:048-975-9849
サービス提供地域	越谷市・草加市・吉川市・松伏町
営業日時	営業日：月曜日から金曜日まで 休 日：土・日・祝祭日 夏季休暇（8 月 13 日～8 月 20 日） 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日） 営業時間：午前 9 時～午後 6 時まで ※電話等により 24 時間常時連絡体制を設けております。

2. 事業所の職員体制

	人数	勤務形態	営業内容
管理者	1 名	常勤（兼務）	事業所の管理、運営、居宅介護支援業務
介護支援専門員	1 名以上	常勤（専従）	居宅介護支援業務

3. 居宅介護支援の内容

（1）インテーク

初回の相談依頼を受けて、利用者、家族と面談します。

（2）アセスメント

利用者の居宅を訪問し、利用者、家族と面談したうえで課題の分析をします。

（3）居宅サービス計画原案の作成

アセスメント後、居宅サービス計画原案の作成をします。

(4) サービス担当者会議の開催

居宅サービス計画原案をもとに利用者、家族、専門職等とサービス担当者会議を開催します。

(5) 文書による同意サービス担当者会議にて居宅サービス計画書の検討後、利用者または家族による文書による同意を受けて交付します。

(6) モニタリングの実施

少なくとも月1回、利用者宅を訪問し、面談してモニタリングを実施、結果を記録します。

利用者の同意を得たうえで、サービス担当者会議等で主治医や関係するサービス担当者からの合意を得た場合は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを行うこともできます。

(7) 居宅介護サービスの変更

利用者の状態が変化した等の場合は、速やかに居宅サービス計画の変更のため、上記の(2)から(5)の実施をします。

(8) 居宅介護支援に係る事業所の義務について

①事業者は居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。

②介護支援専門員は、居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けた時、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治医の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。

③介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療系サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医又は歯科医師の意見を求めます、その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、居宅サービス計画を主治医又は歯科医師に交付します。

- ④事業者は居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ居宅サービス計画の基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者を紹介するよう求めることができます。また、利用者は、居宅サービス計画に位置付けた、居宅サービス事業者の選定理由の説明を求めることができます。
- ⑤居宅介護支援の提供に際し、前 6 ヶ月間に事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護（以下、「訪問介護等」）が、それぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合、前 6 ヶ月間に事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位 3 位まで）等につき文書で交付し、ご説明をします。

4. 利用料、その他の費用の額

(1) 居宅介護支援の利用料

① 基本利用料

厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

ただし、ご利用者負担額は、原則として無料です。

② 加算

【特定事業所加算】

項目	単位数	料金
特定事業所加算Ⅰ	519	5,407 円
特定事業所加算Ⅱ	421	4,386 円
特定事業所加算Ⅲ	323	3,365 円
特定事業所加算 A	114	1,187 円

【その他の加算】

項目			単位数	料金
居宅介護 支援費Ⅰ	居宅介護支援費 (i)	要介護 1・2	1,086	11,316 円
		要介護 3・4・5	1,411	14,702 円
	居宅介護支援費 (ii)	要介護 1・2	544	5,668 円
		要介護 3・4・5	704	7,335 円
	居宅介護支援費 (iii)	要介護 1・2	326	3,396 円
		要介護 3・4・5	422	4,397 円
居宅介護 支援費Ⅱ	居宅介護支援費 (i)	要介護 1・2	1,086	11,316 円
		要介護 3・4・5	1,411	14,702 円
	居宅介護支援費 (ii)	要介護 1・2	527	5,491 円
		要介護 3・4・5	683	7,116 円
	居宅介護支援費 (iii)	要介護 1・2	316	3,292 円
		要介護 3・4・5	410	4,272 円

項目	単位数	料金
初回加算	300	3,126 円
通院時情報連携加算	50	521 円
入院時情報連携加算 (Ⅰ)	250	2,605 円
入院時情報連携加算 (Ⅱ)	200	2,084 円
イ) 退院・退所加算 (Ⅰ) イ	450	4,689 円
ロ) 退院・退所加算 (Ⅰ) ロ	600	6,252 円
ハ) 退院・退所加算 (Ⅱ) イ	600	6,252 円
二) 退院・退所加算 (Ⅱ) ロ	750	7,815 円
ホ) 退院・退所加算 (Ⅲ)	900	9,378 円
ターミナルケアマネジメント加算	400	4,168 円
緊急時等居宅カンファレンス加算	200	2,084 円

③交通費

通常の事業の実施地域は越谷市とする。

上記実施地域を越えて行う居宅介護支援事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額とする。

実施地域を越えた地点から、片道5キロ以上 150円

5. 相談窓口・苦情対応について

◇サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

- ・当該事業所相談窓口

担当：中山 江美子

電話番号：080-6947-4127

対応時間：9：00～18：00

◇公的機関への苦情申し出は、次の窓口で対応します。

- ・越谷市役所 地域共生部 介護保険課

電話番号：048-963-9305 048-963-9169

対応時間：8：30～12：00 13：00～17：15

- ・埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情対応係

電話番号：048-824-2568

対応時間：8：30～12：00 13：00～17：00

6. サービス提供における事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。